

街づくり協議指針の一部改正に関する意見募集について（意見募集要領）

街づくり協議地区の街づくり協議指針について、地区の状況の変化や指針の明確化等を踏まえ一部改正を予定しています。

つきましては、広く市民の皆様からご意見をいただきたく、次の要領で募集を行います。

1 意見募集期間

令和7年2月20日から3月21日まで【必着】

2 意見提出方法

「意見投稿用紙」に記入し、次のいずれかの方法により、提出をお願いします。

【宛先】

横浜市都市整備局都心再生課 新横浜北部地区街づくり協議指針意見募集担当
あて

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：tb-shinyoko@city.yokohama.lg.jp

(2) 郵送の場合

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎29階

(3) FAXの場合

FAX番号：045-664-3551

3 注意事項

- (1) ご意見に対して、個別の回答は行いません。
- (2) ご意見の内容は、横浜市WEBページ等において公開されますので、あらかじめご了承ください。
- (3) ご意見に付記された氏名等の個人情報は、横浜市個人情報の保護に関する条例に則り、適正に取り扱い、本案に対する意見募集に関する業務にのみ使用します。

4 意見募集の手続についての問合せ先

横浜市都市整備局都心再生課 新横浜北部地区街づくり協議指針意見募集担当
電話番号：045-671-3858

※協議指針の内容に関するご質問については、指針に記載されている担当課へお問い合わせください。

※ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見はお受けできません。